

平成30年10月22日

保護者の皆様へ

京都府立南陽高等学校・附属中学校

校長 越野 泰徳

### 教職員と生徒とのSNS等によるやりとりの禁止について

秋冷の候 ますます御健勝のことと存じます。

平素は本校の教育活動に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、教職員が生徒とメールやSNSでやりとりすることを原則として禁止する京都府教育委員会通知を踏まえ、本校においても昨年度から教職員が生徒とメールやSNSでやりとりすることを原則として禁止しております。

つきましては、今年度も、教職員と生徒とのSNS等によるやりとりについて、下記のとおり対応しておりますことを御連絡申し上げます。趣旨を御理解の上、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

### 記

- 1 現代の高度に情報化したネット社会の中にあっては、学校における連絡手段としてのメールやSNSの利便性や効用を否定することはできないものの、公私の混同につながる可能性があることから、たとえ校務や業務のためであっても、教職員が生徒とメールやSNSでやりとりすることを原則として禁止することとします。
- 2 1の原則を踏まえた上で、校務や業務にかかわって、他に連絡手段がない等、やむを得ない場合に限り、メールやSNSでの連絡を許可することとし、教職員が事前にメールアドレス等を把握する生徒の範囲と使用目的を校長に届け出ることとします。  
なお、やむを得ない場合とは、担任や部活動顧問として全員に一斉に連絡する必要がある場合や緊急に連絡を取る必要がある場合など、ごく限られたものとなります。
- 3 教職員が生徒からメールやSNSで相談等があった場合、自分だけの判断で対応するのではなく、管理職に報告した上で、組織的な対応につなげることとします。
- 4 生徒からも、私的な内容を含めて、安易に送信することがないよう指導を徹底します。

各府立学校長 様

京都府教育委員会  
教育長 橋 本 幸 三

教職員と生徒とのSNS等によるやりとりの禁止について（通知）

昨年度から教職員による不祥事が相次いで発生したことを受け、府教育委員会として啓発資料を作成し、各学校において根絶に向けた取組を進めていただくよう通知したところです。

このような中、教職員と生徒との安易なメールやSNSのやりとりが発端となった問題事象が複数発生していることから、教職員が生徒とメールやSNSでやりとりすることを原則として禁止することとし、留意すべき事項について下記のとおり通知しますので、各教職員に周知の上、不祥事の根絶に向けた取組を一層進めてください。

記

- 1 現代の高度に情報化したネット社会の中にあっては、学校における連絡手段としてのメールやSNSの利便性や効用を否定することはできないものの、公私の混同につながる可能性があることから、たとえ校務や業務のためであっても、教職員が生徒とメールやSNSでやりとりすることを原則として禁止すること。
- 2 1の原則を踏まえた上で、校務や業務にかかわって、他に連絡手段がない等、やむを得ない場合に限って、メールやSNSでの連絡を許可することとし、事前にメールアドレス等を把握する生徒の範囲と使用目的を校長に届け出させること。  
なお、やむを得ない場合とは、担任や部活動顧問として全員に一斉に連絡する必要がある場合や緊急に連絡を取る必要がある場合など、ごく限られたものであること。
- 3 教職員は、生徒からメールやSNSで相談等があった場合、自分だけの判断で対応するのではなく、管理職に報告した上で、組織的な対応につなげること。
- 4 1から3の趣旨を、生徒及び保護者に対して伝えるとともに、生徒からも私的な内容を含め、安易に送信をすることがないように指導を徹底すること。
- 5 教材として使用する場合や緊急対応用として携行が必要な場合を除き、授業及び指導中に、教職員が自分の携帯電話やスマートフォン等を教室等に持ち込むことがないように徹底すること。
- 6 SNS等に安易に書き込みをしたり、学校や生徒の様子や写真を投稿したりすることは、個人情報の保護に抵触し、信用失墜行為につながりかねないことを認識すること。
- 7 その他、必要に応じて校内でルールや注意事項等を取り決め、共通認識を図ること。

担 当	教職員人事課人事担当
電 話	075-414-5799
F A X	075-414-5801